

記載例（政治団体）

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和〇〇年〇月〇日

奥州市選挙管理委員会委員長様

申出者 氏名 奥州太郎後援会
 代表 水沢一郎  奥州太郎後
援会長之印

住所 奥州市*****丁目*番地

(電話番号) * * * * - * * - * * * *

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、
 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を
 記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）	
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。 後援会名簿作成のため)	
3 閲覧者の氏名及び住所	江刺二郎 奥州市*****番地 複数の場合は「別紙のとおり」として 名簿を添付する（様式は任意）	
4 閲覧の方法及び管理の方法	①閲覧方法 (いざれかを○で囲むこと)	ア 読取り イ 筆記
	②管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。 後援会事務所において鍵の掛る金庫に保管し 選挙終了後は〇日以内にシュレッダーにかけ焼却処分を行う。)
5 閲覧対象者の範囲	(閲覧対象者の範囲(地域、件数)を具体的に記載すること。) 水沢地域内の選挙人	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) 閲覧者は後援会の構成員であり、申出者が指定する者である。	
申出者が公職の候補者等であるとき		
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)	
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	奥州一郎後援会 構成員 江刺二郎、前沢三郎、胆沢四郎、衣川五郎	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第7項の規定による申出を <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
備考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号口に掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) ・添付資料：政治団体の届け出書の写し。ただし政治活動の実績を示す資料の添付は省略する。 ・所属する公職にある者：奥州市議会議員 奥州一郎	

備考 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その2」及び「その3」の様式に準ずるものとする。

別紙様式2（第3条関係）

その3

承認法人に関する申出書

年 月 日

奥州市選挙管理委員会委員長 様

申出者

政党その他の政治団体の名称 **奥州太郎後援会**

代表者の氏名

代表 水沢一郎

**奥州太郎後
援会長之印**

主たる事務所の所在地 **奥州市**区**丁目*番地**

(電話番号) * * * * - * * - * * * *

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	〇〇〇〇株式会社
2 法人の代表者の氏名	代表 ×××
3 法人の主たる事務所の所在地	岩手県奥州市***
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。) 約500件もの閲覧事項を、短期間で情報整理するためのノウハウが確立されている。 また、目的外使用、第三者提供などの防止策も講じられており、法人に対する信用性がある。
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	〇〇〇〇株式会社 口口課 (部署名等)
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 閲覧事項はシステムで集中管理されており、処理終了後速やかにデータの削除を行う。
7 閲覧者に関する事項	(公職選挙法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。) 当該閲覧申出につき、〇〇〇〇株式会社総務部調査課調査員を閲覧者として指定します。

<記載に当たっての補足事項>

1. 「8候補者閲覧 事項取扱者の指定」欄（申出者が公職の候補者等の場合）

(1) 公職選挙第28条の2第4項の規定

4 公職の候補者等である申出者は、第二項第二号に掲げる利用の目的（以下この条から第二十八条の四までにおいて「利用目的」という。）を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者（当該申出者に使用される者に限る。）に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。

閲覧で知り得た情報を、後日、申出者及び閲覧者以外の者が取り扱う場合（後援会事務所の事務員が取り扱う場合など）は、情報を取り扱う者全員の氏名を記載し提出する必要があります。（この場合、「する」にチェックし、「別紙様式2」の提出が必要です。）
取り扱わない場合は、「しない」にチェックしてください。

2. 「10承認法人の申し出」欄（申出者が政治団体の場合）

(1) 公職選挙法第28条の2第7項の規定

7 政党その他の政治団体である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者以外の法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条から第二十八条の四までにおいて同じ。）に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、当該法人についての次に掲げる事項を明らかにして、その旨をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。

- 一 法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由
- 三 法人の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲
- 四 法人の閲覧事項の管理の方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

閲覧で知り得た情報を、申請団体以外に取り扱わせる場合は、取扱い法人の申し出が必要です。（この場合、「する」にチェックし、「別紙様式2」の提出が必要です。）
取り扱わない場合は、「しない」にチェックしてください。

3. 「備考」欄（添付資料）

(1) 規則第3条の2第2項ただし書の規程

ただし、衆議院議員若しくは参議院議員又は当該市町村の議会の議員若しくは長若しくは当該市町村を包括する都道府県の議会の議員若しくは長の職にある者が所属している政党その他の政治団体が申出者である場合においては、第二号口に掲げる書類の添付を省略することができる。

政党その他の政治団体である申出者が政治活動を行うために閲覧の申出をする場合、政治団体の届出書の写しの添付が必要です。なお、申出団体に公職の現職にある者が所属している場合、政治活動の実績を示す資料の添付を省略することができます。

(2) 同項第2号口

一 前項第二号に掲げる場合（申出者が公職にある者である場合を除く。）にあつては、当該申出者が公職の候補者となろうとする者であることを示す資料

※申出者が公職の現職がない場合、公職の候補者となろうとする者であることを客観的に示す下記の資料の添付が必要です。

（資料の種類）

- ・政治活動用ポスター
- ・立札等証票申請書の写し
- ・政党その他の政治団体の公認申請書の写し
- ・公職の候補者となろうとする者であることを表明した記事が掲載された新聞記事の写し等

二 前項第三号に掲げる場合にあつては、次に掲げる書類

政党その他の政治団体が政治活動を行うために閲覧申出をする場合の添付資料

イ 当該申出者に係る政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出書の写し
ロ 当該申出者の政治活動の実績を示す資料

4. 欄外「備考」欄（選挙人名簿閲覧申請制度の定め）

(1) 法第28条の2第1項の規定

第28条の2

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日以内に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人
名簿に登録された選挙人
者であるかどうか
の確認

選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選
挙人

公職の候補者となろうとする者
(公職にある者を含む。以下この
条において「公職の候補者等」
を含む。)
政治活動（選挙運動 という。）

選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公
職の候補者等又は当該公職の候補者等が
指定する者

政党その他の政治団体

選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政
党その他の政治団体の役職員又は構成員
で、当該政党その他の政治団体が指定す
るもの